

近鉄生駒駅前防犯カメラ設置事業仕様書

第1章 総則

1 契約件名

近鉄生駒駅前防犯カメラ設置事業

2 目的

近鉄生駒駅前や駅周辺は人が密集し、深夜まで人の往来があり犯罪が発生する蓋然性が高いと言われていることから、駅周辺に防犯カメラを設置することにより、犯罪の予防と被害の未然防止を図ることを目的とする。

3 概要

【防犯カメラ】

- ・映像記録用装置一体型 屋外用ドーム防犯カメラ本体 3台
- ・受信機（ノートパソコン等） 1台
- ・壁面等への設置（接続に必要な電気工事含む）
- ・防犯カメラの撮影範囲調整
- ・防犯カメラ作動中の表示プレート6枚（1台につき2枚）
- ・運用業務に必要なマニュアルの提供
- ・その他、本業務に必要なもの

4 設置場所及び設置数量

近鉄生駒駅（奈良県生駒市元町1丁目1－1）周辺

北側に2カ所、南側に1カ所、計3カ所とし、詳細は【別紙1】の通りとする。

5 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

第2章 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、生駒市が発注する「近鉄生駒駅前防犯カメラ設置事業」の発注内容について必要な事項を示すもので、受注者の適正な履行の確保を図るための仕様要件を定める。

2 適用基準

業務を行うにあたり、本仕様書に指定する以外の事項についても、条例及び関係法令等を遵守すること。また、発注者と協議し決定の上、対応すること。

3 提出書類

- ・操作マニュアル（防犯カメラ）1部
- ・業務完了届（設置場所一覧表、詳細図、写真等）1部
- ・その他必要な書類

4 報告・連絡

受注者は、本件事案の進捗状況について、発注者と緊密な連絡を図ること。

5 関係法規等の遵守

受注者は本事業を行うにあたり、関係諸法規等を遵守し、危険防止に万全の措置を講じること。

6 設置上の注意

- (1) 作業前に設置する場所の現地調査を行い、作業にあたっては、本仕様書等を遵守すること。
- (2) 受注者と発注者、施設管理者との三者で打ち合わせを行い、必要な申請手続きにより、承認を受けたうえで作業すること。
なお、承認を受けるにあたり、機器の取付け金具等必要な部材及びその経費等については、受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、防犯カメラの作動に必要な電源を確保する作業を行い、カメラ共架及びケーブル敷設等の許可申請並びに電気の使用申し込みを行うこと。
なお、電源確保のための配線作業について、電力会社から受注者による配線作業が必要であると判断された場合は、受注者にて電源確保のための配線作業を行うこととする。
- (4) 家屋等が映像に写りこむ場合は、発注者の指示に従いマスキング処理を施すこと。
- (5) 機器、ケーブル等の設置方法、位置に関しては、発注者並びに管理者の指示に従い、やむを得ず変更する際には、発注者と協議し承認を得ること。
- (6) 本事業に必要な作業用仮設電力等の費用は、機器の引渡しまで受注者の負担とする。

- (7) 作業中は、安全に十分配慮し、特に高所作業等の危険を伴う作業にあたっては、必要に応じて交通誘導員等の配備等の各種安全対策を確実に実施し、不測の事故を未然に防ぐよう十分な対策を行うこと。
- (8) 作業中に第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、受注者は人命救助措置等、速やかに必要な処置を講じた後に、現場の状況を発注者に報告すること。なお、現場の安全管理費、損害保険料等は、受注者の負担とする。
- (9) 作業中の資材、撤去品及び残土等廃棄物については、受注者が処分すること。
- (10) 機器の設置作業は、原則として平日 9 時から 17 時までとすること。ただし、発注者と協議を行い、承認を得た場合はその限りではない。
- (11) 本仕様書に明記しないものであっても、作業上当然必要とするものについては発注者との協議のうえ、受注者の責任において施工すること。

7 官公署等への手続き

設置に必要な官公署、電力会社等への手続きは、受注者の責任において遅滞なく行うこと。また、諸手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。ただし、手続きに必要な申請書類等で、申請者が生駒市となるもの等、受注者からの申請ができない場合は、発注者と協議を行い、承認を得たものに限り、発注者が手続きを進める。

8 作業完了後報告等

- (1) 発注者と協議の上、動作確認及び画角調整を実施し、動作確認及び画角調整の完了をもって設置作業完了とする。
- (2) 発注者は、設置された機器及び提出された書類等の確認を行うこと。
- (3) 受注者は、設置した防犯カメラの画角調整を実施する際、発注者の指示に従い、調整後に発注者の承認を受けること。
- (4) 発注者は、機器の確認時に、補修の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて補修の指示を行うこと。
- (5) 本仕様書に記載された内容について疑義が生じた場合は、発注者との協議のうえ発注者の指示に従うものとする。

第3章 システムの仕様

1 機器の設計条件

(1) 補償等

発注者は、カメラ設置後の初期不良や自然故障が発生した場合、設置した時期から 1 年間以内は修理や交換を無償で行う。

(2) 屋外設置機器使用条件

屋外に設置する各機器（GPS アンテナ等）は、次の使用条件下で動作すること。

仕様温度 -10℃～50℃ 湿度範囲 80%RH以下

(3) 屋外設置機器構造

屋外設置に耐えられるよう、結露、防水、防塵対策が講じられているものであること。

なお、防犯カメラ機器は指定の場所に設置するものとし、位置（高さ等）は発注者の指示による。

(4) 耐震

設置する機器については、十分な耐震対策を講じること。

(5) 使用電源

防犯カメラに使用する電源電圧は、AC100V とする。

また、防犯カメラに供給する電源は、照明灯等他の機器と併用する場合、併設する機器に影響を与えないようにすること。

また、電源位置については【別紙2】の通りとする。

(6) 運用時間

本システムは、24時間365日連続運用とする。

(7) セキュリティ

本システムにおいて扱う映像データ等については、次に示すとおり通信を行う各機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については発注者の承認を得ること。

ア 防犯カメラは、MAC アドレスフィルタリング機能、SSID ステルス及び WPA2-PSK (AES) を採用し、第三者による無線 LAN 不正アクセスを防止する処置を講じること。

イ 防犯カメラは、パスワードの設定、更新及び映像データの暗号化 (AES128Bit 等) により、第三者が安易に再生・編集できない機能を有すること。

ウ 防犯カメラは、特殊ネジ等で固定され、防盜性能に優れたものとする。

エ 映像記録装置のデータを閲覧、操作等行った際、アクセスログを機器またはシステムに記録する機能を有し、発注者が容易にアクセスログを確認することができること。

(8) 防犯カメラ及び映像記録装置

24時間に1度、自動で時刻を補正する機能を有すること。

第4章 機器の仕様

1 カメラ部

防犯カメラは街頭に設置し、状況を把握するための映像を取得する機能であることから、カメラ部は、屋外設置可能なハウジング一体型のドーム型構造とし、無線 LAN 方式で映像を受信機に伝送することができること。

2 映像無線伝送装置

(1) 機器性能と仕様

周波数は、免許不要でかつ屋外使用が可能なもので、2.4GHz 帯を使用する装置を基本構成とすること。

3 映像記録装置

(1) 要求する機能の定義

映像記録装置は街頭に設置する防犯カメラの映像情報を、デジタル信号にて蓄積する装置とすること。

(2) 要求する記録容量

映像記録装置は、240GB以上の容量を有し、防犯カメラのメーカーが推奨する記録媒体を使用すること。

(3) 機器性能と仕様

区分	品目	仕様等	
本体	カメラ内蔵メモリ	容量	防犯カメラの映像を同時かつ標準解像度において、毎秒10枚以上記録できること。かつ、この画質で防犯カメラの映像を順次上書き更新しながら、10日間以上記録できる容量を有すること。また、撮影範囲は180度対応のこと。
	記録方式	画像解像度	(1,280×720)以上に対応。
		圧縮方式	H264方式に対応
	通知機能	機器	故障により録画が停止した場合には、ランプ表示等により、そのことを外見上容易に、作動ランプで運用状態が確認できること。

4 受信機

(1) 無線LAN方式により受信機（ノートパソコン等）へ映像伝達する機能を有し、周波数は免許不要で屋外使用可能なもので、かつ第三者による不正アクセス防止措置を講じていること。

(2) 受信機（ノートパソコン等）は、カメラ本体から約10メートルの距離で受信可能であり、映像を記録した日時を指定して検索・閲覧・保存ができ、かつDVD-R、USBメモリ等の外部記録媒体にコピーする機能を有すること。

(3) 受信機（ノートパソコン等）は、CPU、メモリ、HDD等各機能を満足させるための十分な能力を有すること。

(4) 通信規格

無線LAN通信規格が、IEEE802.11b/g/n/ac/aに準拠していること。

無線LAN通信規格が、IEEE802.11に準拠したAES(128bit)の暗号化方式に対応して

いること。

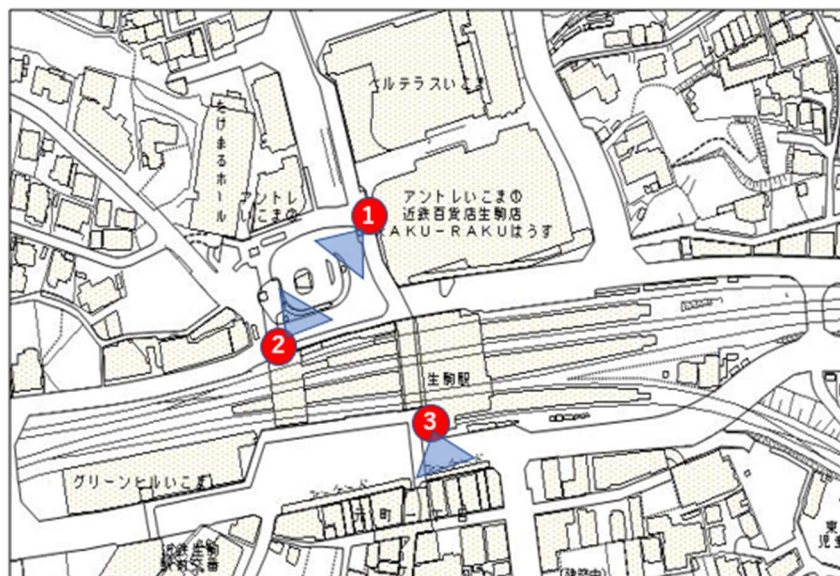
第5章 その他

1 告知板（ステッカー）

- （1）防犯カメラ設置箇所付近に発注者名、防犯カメラ設置及び作動中であることを告知するステッカー、並びに、機器本体にカメラ名称を示したステッカーを機器1台につき2枚を貼付すること。ただし、ステッカーの素材は天候に左右されないものを使用すること。
- （2）告知板の材質、形状、寸法、色、告知内容等については、発注者と協議すること。
- （3）その他、必要となる事項については、発注者と協議の上、対応すること。

【参考】

近鉄生駒駅周辺地図とカメラ設置場所



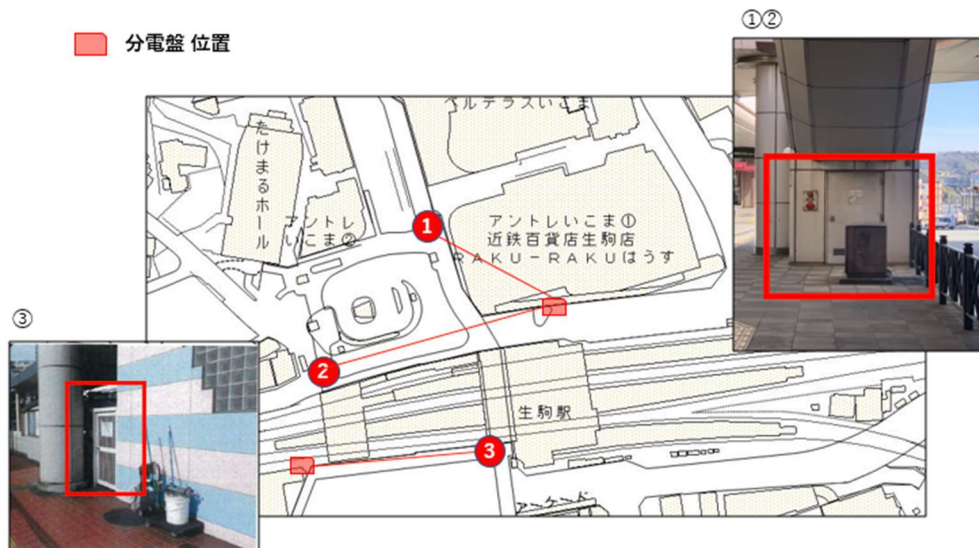
【別紙 1】 防犯カメラの設置場所

防犯カメラの設置場所は下記の撮影範囲が映る箇所とする。

設置場所	撮影範囲
①近鉄生駒駅 北側	
②近鉄生駒駅 北側	
③近鉄生駒駅 南側	

【別紙2】電源について

- ・分電盤 位置（分電盤は市にて所有のもの）



- ・電源位置、カメラ設置場所

全体図	拡大図
①近鉄生駒駅北側 コンセントから電源 	

②近鉄生駒駅 北側
コンセントから電源



③近鉄生駒駅 南側
ボックス内から電源

